

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年4月1日

**【会社名】** リリカラ株式会社

**【英訳名】** Lilycolor Co., Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 山田 俊之

**【本店の所在の場所】** 東京都新宿区西新宿7丁目5番20号

**【電話番号】** 03(3366)7845(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役常務執行役員総務本部担当兼総務本部長 佐藤伸男

**【最寄りの連絡場所】** 東京都新宿区西新宿7丁目5番20号

**【電話番号】** 03(3366)7845(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役常務執行役員総務本部担当兼総務本部長 佐藤伸男

**【縦覧に供する場所】** 株式会社大阪証券取引所  
(大阪府大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

## 1【提出理由】

平成23年3月30日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成23年3月30日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額61,539千円

当社A種無議決権種類株式1株につき金5円 総額8,125千円

合計69,664千円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年3月31日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、山田俊之、高村信孝、山田大補、佐藤伸男、稲垣治、立山繁美、及び河野義郎を選任する。

#### 第4号議案 監査役4名選任の件

(原案)

監査役として、酒井忠、岩崎守康、山口健一、及び岡田清を選任する。

(修正案)

監査役として、村田雅章、岩崎守康、山口健一、及び岡田清を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	8,329	13	0	(注) 1	可決 (96.16%)
第2号議案	9,955	12	0	(注) 2	可決 (96.77%)
第3号議案					
山田俊之	8,320	22	0	(注) 3	可決 (96.05%)
高村信孝	8,321	21	0		可決 (96.06%)
山田大補	8,321	21	0		可決 (96.06%)
佐藤伸男	8,319	23	0		可決 (96.04%)
稲垣 治	8,319	23	0		可決 (96.04%)
立山繁美	8,322	20	0		可決 (96.07%)
河野義郎	8,318	24	0		可決 (96.03%)
第4号議案の修正動議					
村田雅章	6,351	2,189	122	(注) 3, 4, 5	可決 (73.32%)
岩崎守康	8,369	188	105		可決 (96.62%)
山口健一	8,370	187	105		可決 (96.63%)
岡田 清	8,370	187	105		可決 (96.63%)

- (注) 1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成であります。
- 3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。
- 4 第4号議案の原案は、修正動議が可決されたことに伴い、否決されたものとして取り扱っております。従って、原案に対する賛成、反対等の議決権の数は集計しておりません。
- 5 第4号議案の修正動議に係る候補者のうち、村田雅章氏については、原案の候補者であった酒井忠氏に代えて監査役候補者とする旨を提案された者であったため、酒井忠氏を監査役として選任することについての当該株主総会前日までの事前行使による賛成及び反対の意思表示を、それぞれ、村田雅章氏を監査役として選任することについての反対及び棄権の意思表示として取り扱っております。また、岩崎守康、山口健一、岡田清の各氏については、原案からの修正が無い場合、岩崎守康、山口健一、岡田清の各氏を監査役として選任することについての当該株主総会前日までの事前行使による賛成及び反対の意思表示を、修正動議における意思表示としてそのまま取り扱っております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主の議決権のうち各議案の賛否について確認できた分を合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。